



市 章

大津市公報

平 成 29 年 3 月 1 日
号 外 (第 8 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 7 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
- 8 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1

訓 令

- 2 大津市事務決裁規程の一部改正..... 1

消 防 局 訓 令

- 1 大津市火災予防査察規程の一部改正..... 2

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 7 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第39号」を「第40号」に改め、第39号の次に次の1号を加える。

(4) 調理員の検便に関する業務

第21条の3第3項中「及び第39号」を「から第40号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 8 号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

法第32条第1項又は第2項の規定による勧告又は命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 2 号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

別表第1号の表5の部4の項第1号中

「 | | | | | | | | | | 」
「 | | | | | | | | | | 」
に改める。

附 則

この訓令は、平成29年3月1日から施行する。

消 防 局 訓 令**大津市消防局訓令第 1 号**

大津市火災予防査察規程（平成16年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月1日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 6 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「実施する査察」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

一 斉査察 局長又は署長が指定する査察対象物について、市内又は管内一斉に実施する査察

第 8 条第 1 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項を削る。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、一斉査察を行った場合において、査察を行った査察対象物に不備事項等がないか、又はあってもこれが軽微なものであるときは、口頭で通知することができる。

附 則

この訓令は、平成29年3月1日から施行する。